

長門市 6 次産業化支援施設条例施行規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 1 日

長門市長

長門市規則第 13 号

長門市 6 次産業化支援施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長門市 6 次産業化支援施設条例（令和 4 年長門市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 3 条第 1 号から第 4 号までに規定する施設及び別表に掲げる附属設備器具につき使用の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、6 次産業化支援施設（使用・変更）許可申請書（別記様式第 1 号）を使用日の 10 日前までに市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第 3 条 市長は、前条による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用又は変更を許可すべきと認めるときは、当該申請書を提出した者に対して、6 次産業化支援施設（使用・変更）許可書（別記様式第 2 号）を交付するものとする。

(使用の不許可)

第 4 条 市長は、第 2 条による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用又は変更を許可すべきと認められないときは、当該申請書を提出した者に対して、6 次産業化支援施設（使用・変更）不許可書（別記様式第 3 号）を交付するものとする。

(使用料の納付)

第 5 条 使用者は、使用の許可を受けた際、条例第 11 条の使用料を速やかに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第 6 条 条例第 12 条の規定による使用料の減免基準は、次に定めるところによる。

事 由	減免の率
-----	------

(1) 市又は市教育委員会が、当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用するとき。	100%
(2) 市内の公益的団体が、当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用するとき。	
(3) 市以外の官公庁が当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用するとき。	50%
(4) その他市長が特に必要と認めたとき。	市長が定める額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条の申請の際、別記様式第1号の申請書に必要事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。

(使用料の返還)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次に掲げるときはこの限りでない。

事 由	返還の率
(1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不可能となったとき。	既納使用料の100% (全額)
(2) 条例第9条第4号の規定により使用の許可を取り消したとき。	
(3) 使用の許可後使用日の7日前までに使用者からの使用の取下げ又は変更の申出があつて、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。	市長が定める額

(使用の報告)

第8条 使用者は、使用終了後、6次産業化支援施設使用報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(特別な設備の許可)

第9条 条例第13条第2項の規定により特別な設備の許可を受けようとする者は、6次産業化支援施設特別設備許可申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、特別な設備を許可するときは、6次産業化支援施設特別設備許可書（別記様式第6号）を交付する。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び附属設備器具類を損傷し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けた施設等以外のものを使用し、又は移動しないこと。

- (3) 他人に対して迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気の使用及び喫煙をしないこと。
- (5) 施設へ持ち込むもの及び使用者が直接身につける白衣、手袋、帽子、靴等については、職員の点検を受け指示に従うこと。
- (6) 持ち込む材料等は、許可期間中に必要なもののみとし、使用者の責任において管理すること。
- (7) 施設及び附属設備器具類の使用に当たっては、職員の指示に従うこと。
- (8) 使用中に故障その他の異状を発見した際は、速やかに職員に連絡し指示に従うこと。
- (9) 使用が終了したときは、使用した附属設備器具類及び備品の洗浄、施設の清掃を行い、職員の点検を受け指示に従うこと。また、製品、材料、廃棄物、加工残渣等は、使用者が全て持ち帰ること。
- (10) 許可を受けずに施設内外で物品を展示、販売、預かり又は宣伝広告その他これに類する行為をしないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が施設の管理のため必要があると定めた事項に従うこと。

(入館の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒否し、又は退場を求めることができる。

- (1) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがある者
- (2) 他人の迷惑となる危険な物品又は動物の類を携行する者
- (3) 施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他職員の指示に従わない者

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

次産業化支援施設（使用・変更）許可申請書

別紙

施設	機器名	使用料 (1時間)	時間数	小計 (円)
食肉加工室	ミートスライサー	100 円		
	リキッドフリーザー	300 円		
	真空包装機 (小型)	100 円		
惣菜加工室	高温高压調理機 (レトルト調理機)	300 円		
	ガスフライヤー	400 円		
	ガステーブル	400 円		
	ガス回転釜	400 円		
	真空凍結乾燥装置 (フリーズドライ)	200 円		
	スチームコンベクションオーブン	200 円		
	真空包装機 (中型)	200 円		
菓子製造室	ミキサー	200 円		
	モルダー	200 円		
	ドゥーコンディショナー	400 円		
	デッキオーブン	900 円		
	加熱攪拌機	400 円		
	スチームコンベクションオーブン	500 円		
	コンベアシール機	100 円		
	金属探知機	100 円		
食品製造室	予備凍結	300 円		
	真空凍結乾燥装置 (フリーズドライ)	2,100 円		
	ハンディ充填機	600 円		
			合計	円

※市内に住所を有しない個人及び市内に事業所を有しない団体については、この表の「使用料」欄に定める額の2倍の額とする。

別記様式第2号（第3条関係）

6次産業化支援施設（使用・変更）許可書

様

長門市長



6次産業化支援施設（使用・変更）許可書

年 月 日付で申請のあった施設の使用について、長門市6次産業化支援施設条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

使用施設	1 食肉加工室 2 惣菜加工室 3 菓子製造室 4 食品製造室			
附属設備	別紙のとおり			
使用目的				
使用日時 又は期間	年 月 日	午前・午後	時 分	から
	年 月 日	午前・午後	時 分	まで
使用料	施設使用料	円	減免額	円
	合計	円		
許可条件	<p>1 使用料は、市の発行する納入通知書により、指定する期日までに納付すること。</p> <p>2 既に納付した使用料は、使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不可能となった場合、又は条例第9条第4号の規定により使用の許可を取り消した場合の他は、これを還付しない。</p> <p>1 許可物件を使用の目的以外の目的又は用途に供してはならない。</p> <p>2 使用許可の内容に違反して使用してはならない。</p> <p>3 使用許可の範囲を超えて使用してはならない。</p> <p>4 許可物件を転貸し、又は使用権を譲渡してはならない。</p> <p>5 市の承認を得ないで許可物件の現状を変更し、又はこれに工作物を設置してはならない。</p> <p>6 市は使用期間中の許可物件の修繕義務を負わない。</p> <p>7 使用期間中であっても必要があるときは、市は、この許可書に記載された事項（以下「許可事項」という。）を変更することができる。</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当するときは、市は、この使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 市において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。</p> <p>(2) 許可事項に違反する行為があると認めるとき。</p> <p>(3) 使用許可申請書の内容に虚偽の記載があることが判明したとき。（記載すべき事項があるにも関わらず故意に記載しなかった場合を含む。）</p> <p>9 市が使用許可を取り消した場合において、損害を受けることがあっても市はその賠償はしない。</p> <p>10 許可事項に違反する行為により市が使用許可を取り消した場合において、市に損害を与えたときは、その損害を市に賠償しなければならない。</p> <p>11 許可物件を滅失し、又は損傷したときは、使用者の負担において許可物件を原状に復旧し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>12 許可物件について、自然災害等により使用者にいかなる損害を与えた場合、また、必要費又は有益費を支出することがあっても、市はその補償の責めを負わない。</p> <p>13 使用期間が満了し、又は使用許可が取り消されたときは、使用責任者の負担で直ちに許可物件を原状に回復し、市に返還しなければならない。ただし、市が特に必要がないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>14 長門市6次産業化支援施設条例及び条例施行規則で定める事項を遵守すること。</p>			

別紙

施設	機器名	使用料 (1時間)	時間数	小計 (円)
食肉加工室	ミートスライサー	100 円		
	リキッドフリーザー	300 円		
	真空包装機 (小型)	100 円		
惣菜加工室	高温高圧調理機 (レトルト調理機)	300 円		
	ガスフライヤー	400 円		
	ガステーブル	400 円		
	ガス回転釜	400 円		
	真空凍結乾燥装置 (フリーズドライ)	200 円		
	スチームコンベクションオーブン	200 円		
	真空包装機 (中型)	200 円		
菓子製造室	ミキサー	200 円		
	モルダー	200 円		
	ドゥーコンディショナー	400 円		
	デッキオーブン	900 円		
	加熱攪拌機	400 円		
	スチームコンベクションオーブン	500 円		
	コンベアシール機	100 円		
	金属探知機	100 円		
食品製造室	予備凍結	300 円		
	真空凍結乾燥装置 (フリーズドライ)	2,100 円		
	ハンディ充填機	600 円		
			合計	円

※市内に住所を有しない個人及び市内に事業所を有しない団体については、この表の「使用料」欄に定める額の2倍の額とする。

別記様式第3号（第4条関係）

6次産業化支援施設（使用・変更）不許可書

第 号
年 月 日

6次産業化支援施設（使用・変更）不許可書

様

長門市長



年 月 日付で申請のあった施設の使用について、長門市6次産業化支援施設条例
施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり不許可とします。

施設名	
不許可の理由	

別記様式第4号（第8条関係）

6次産業化支援施設使用報告書

6次産業化支援施設使用報告書

年 月 日

長門市長 様

使用者団体名

使用団体所在地

代表者又は責任者名

電話番号（ - - ）

長門市6次産業化支援施設条例施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

使用施設	1 食肉加工室	2 惣菜加工室	3 菓子製造室	4 食品製造室
使用日時 又は期間	年 月 日	年 月 日	午前・午後 午前・午後	時 分 時 分
使用目的				
使用人数	人			

【附属設備】

施設	機器名	開始時間	終了時間
食肉加工室	ミートスライサー	時 分	時 分
	リキッドフリーザー	時 分	時 分
	真空包装機（小型）	時 分	時 分
惣菜加工室	高温高圧調理機（レトルト調理機）	時 分	時 分
	ガスフライヤー	時 分	時 分
	ガステーブル	時 分	時 分
	ガス回転釜	時 分	時 分
	真空凍結乾燥装置（フリーズドライ）	時 分	時 分
	スチームコンベクションオーブン	時 分	時 分
	真空包装機（中型）	時 分	時 分
菓子製造室	ミキサー	時 分	時 分
	モルダー	時 分	時 分
	ドゥーコンディショナー	時 分	時 分
	デッキオーブン	時 分	時 分
	加熱攪拌機	時 分	時 分
	スチームコンベクションオーブン	時 分	時 分
	コンベアシール機	時 分	時 分
食品製造室	金属探知機	時 分	時 分
	予備凍結	時 分	時 分
	真空凍結乾燥装置（フリーズドライ）	時 分	時 分
	ハンディ充填機	時 分	時 分

別記様式第 5 号（第 9 条関係）

6 次産業化支援施設特別設備許可申請書

6次産業化支援施設特別設備許可申請書

年 月 日

長門市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

長門市6次産業化支援施設条例施行規則第9条第1項の規定により次のとおり申請します。

設置日時 又は期間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
設置施設	
特別な設備 の設置理由	
設備名	明細（平面図等添付）

別記様式第 6 号（第 9 条関係）

6 次産業化支援施設特別設備許可書

6次産業化支援施設特別設備許可書

第 号
年 月 日

様

長門市長



年 月 日付で申請のあった特別な設備について、次のとおり許可します。

設置日時 又は期間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
設置施設	
特別な設備の 設置の留意点	
許可条件	1 長門市6次産業化支援施設設置条例及び同条例施行規則を堅く守り、これに基づく指示に従うこと。 2 使用目的以外に施設を使用しないこと。 3 施設の使用後は直ちに現状に回復し、職員の検査を受けること。